

道州制移行における課題－財政面から見た東京問題と長期債務負担問題－

1. 中央集権から地域主権へ

基本的な考え方

- ・中央集権体制の限界：これまでの中央集権体制では、国民の生活や文化等の水準が高まり、かつ、価値観の多様化した社会では、もはや限界に達している。
- ・広域行政の必要性：交通インフラや情報通信技術の発達は、都道府県の枠組みを超えたビジネスや生活圏の拡大、広域的な行政課題（環境規制、観光振興等）を引き起こした。
- ・国と地方の関係：対等な関係として、相互に依存することなく自立して行政を展開。
- ・役割分担の明確化：はじめに、国が本来行うべき事業を限定したうえで、「近接性の原則」、「補完性の原則」に従った役割分担を行う。

るべき姿

- ・国と地方がそれぞれの役割に従って行政を行う仕組み。
- ・現在のビジネスや行政課題に比して規模の小さな都道府県を広域の圏域に再編し、より地域の実情に即した対応が可能な行政主体の確立。
- ・各圏域が自立した地域としてそれぞれの責任に基づき、財政規律を確立するとともに各地の個性を活かした特徴のある行政運営ができるような仕組み。

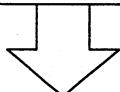
2. 道州制下における東京のあり方

現 状

- ・税収、経済、人口の集中する東京（総人口の1割にあたる約1300万人）が居住し、GDPは約1/5を占める。その結果、都道府県税収は、総額の約1/5にあたる3.4兆円が、国税収入は約4割の21.5兆円が東京都の税収。
- ・国税収入21.5兆円の95%以上が23区の税収。
- ・23区は、東京を一体的に形成してきた歴史的な経緯がある。

基本的な考え方

- ・東京一極集中を是正しようとするあまり、東京の持つ高い国際競争力を抑制し、かえって日本経済全体の成長を阻害するものであってはならない。
- ・今後の少子・高齢化社会、人口減少社会の到来を踏まえ、今後も東京の経済力や財政力が現在と同様であるとは限らない。



提言：東京特別州（現東京23区）を創設し、新たな財政調整の原資に

- ①現在の23区を「東京特別州」として創設。特別州内の基礎自治体は、現在の23区を前提とせず、行政事務の役割に応じて適切な規模に再編。
- ②東京特別州の歳入の一部は、道州間の水平調整財源とする。

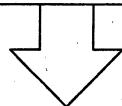
3. 長期債務負担の取り扱い

現 状

- ・国と地方の長期債務残高は、862兆円に達し、国の一般会計歳入総額に占める公債金収入の割合は48%になる見込み。
- ・国税に対する国債費（国債の元利償還費）、地方税に対する公債費（地方債の元利償還費）の割合が、それぞれおよそ60%、40%に達する。

基本的な考え方

- ・国から地方へ税源移譲を行った場合には、国の債務返済能力に影響を及ぼす可能性も否定できず、債務負担の分担いかんによっては、わが国の信用や長期金利に対する影響も懸念。
- ・役割分担に応じた税源を移譲されたとしても、その多くが公債費に充当されるのであれば、地域経営を行う余地が小さくならざるを得ない。
- ・長期金利の高騰を抑制しつつ、地域の財政が過度に公債費圧迫されない体制の構築。



提言：特別会計の移管と債務返済機構（仮称）を活用した債務の返済

- ・道州への割り当ては、役割分担を考慮し、地方で行うことが適切な業務のうち国の特別会計で予算化されている部門について、資産・債務・職員をセットで（特別会計ごと）移管する。
- ・国の一般会計と地方へ移管しなかった特別会計の長期債務は、債務返済機構（仮称）へ移管し、既存債務と新規債務とを分離する。
- ・債務返済機構は、移管された債務の返済を目的とし、60年の償還期間経過後に解体される。また、組織体制は、民間の経営感覚の活用を図る観点から、民間の経営者、有識者等から構成。
- ・機構には、国有財産（行政財産、普通財産）のうち、普通財産の全てと行政財産のうち公共財産の一部を移管し、それらの売却収入と運用収入を債務返済財源へ充当する。なお、不足分については、国と地方の歳入の一部を機構に拠出する。